

医療法人設立認可申請に対する処分の「審査基準」

区分	要件※1	補足事項※2
資産	設立される医療法人が業務を行うに必要な資産を有すること(法第41条、45条)	2ヶ月間の運転資金が現預金、診療報酬未収金で拠出される計画であること 個人等から負債を引き継がない計画であること 一人医師医療法人適用外 土地・建物のいずれかが拠出される計画であること 当該物件の拠出に伴う負債の引き継ぎは、その拠出額を上限に認められる 医療機械器具、付属備品、薬品衛生材料については、現物拠出される計画であること
定款	設立される医療法人の定款の内容が法令の規定に違反していないこと(法第45条)	申請されている定款は、本県の「医療法人設立認可手引き」に添付の定款例を遵守していること
役員	欠格事由 役員は成年被後見人又は被保佐人でないこと(法第46条の2) 役員は医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令で、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けなくなつてから2年以内の者でないこと(法第46条の2) 役員は禁固以上の刑に処せられ、執行を受けていない者であること(法第46条の2)	
	理事長 理事長は医師もしくは歯科医師であること(法第46条の3) 理事長は医療法人を代表し、業務を総理できる者であること(県要件、参照法令:法第46条の4)	設立代表者(理事長予定者)が最も多く拠出する計画であること 理事長報酬は、役員報酬のうち最も高額とする計画であること
	理事 理事は3名以上であること(法第46条の2) *認可を受けることで、理事を1名もしくは2名とすることが出来る 医療法人の運営する施設の管理者が理事であること(法第47条)	理事を1名もしくは2名とする特例の内容を含まないこと(一人医師医療法人適用外)
	監事 監事は1名以上であること(法第46条の2) 監事は、理事又は医療法人の職員と兼職しないこと(法第48条) 監事は、監査を客観的に行える者であること(県要件)	監事は、理事と3親等以内の親族でないこと 監事は、法人顧問の弁護士、公認会計士、税理士でないこと
	非営利性 設立される医療法人は、剰余金の配当を行うものでないこと(県要件、参照法令:法第54条)	役員は、取引関係にある営利法人等の役職員と兼職する計画でないこと 役職員へ不相当に高額な給与を支払う計画でないこと 土地・建物を医療法人の関係者から賃借する場合の価額は以下を限度とすること(年額) ・土地:路線価評価額の6%もしくは賃料に係る不動産鑑定評価額 ・建物:固定資産税評価額の10%もしくは賃料に係る不動産鑑定評価額 ※医療法人の関係者:理事と3親等以内の親族及び左記の者が役職員を務める法人等
その他	医療法等に係る重大な違反事項がないこと(県要件、参照法令:法第66条)	

※1 要件に反すれば不認可となる

※2 補足事項に抵触する場合、要件に反するか否かを具体的に判断する

※3 財団形式の申請に対しては、必要な読み替えを行う(定款→寄付行為、拠出→寄付)

国通知:その内容が厚労省の通知に記載されている補足事項

県独自:兵庫県が独自に設定した補足事項